

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 運航管理者の選任及び解任の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第10条の2第4項 (一般旅客定期航路事業)
" 第19条の3第3項 (第10条の2準用)
(特定旅客定期航路事業)
" 第23条 (第10条の2準用)
(旅客不定期航路事業)
" 第19条の6の3 (第10条の2準用)
(人の運送をする貨物定期航路事業)
" 第20条の2 (第10条の2準用)
(人の運送をする不定期航路事業)
- ③ 手続対象者 : 一般旅客定期航路事業を営もうとする者
特定旅客定期航路事業を営もうとする者
旅客不定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者
- ④ 提出時期 : 運航開始の日までに提出。
- ⑤ 提出方法 : 次に掲げる事項を記載した運航管理者選任 (解任) 届出書を
所轄地方運輸局長に提出。
(1)住所及び氏名
(2)選任 (解任) された運航管理者の氏名及び生年月日
(3)選任 (解任) の年月日
(4)選任の届出の場合は、選任された運航管理者が第7
条の2第2項各号のいずれかに該当する旨の説明
(5)解任の届出の場合は、解任の理由
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 申請書様式 : なし
- ⑧ 記載要領・記載例 : 提出先となる所轄地方運輸局海事振興部旅客課 (沖縄に
おいては、運輸部総務運航課) にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先:

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	0134-27-7176
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
北陸信越運輸局海事振興部海事産業課	025-244-6115
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部旅客課	087-825-1183
九州運輸局海事振興部旅客課	093-332-8089
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-0064

又は最寄りの運輸支局

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：所轄地方運輸局

3. 手続情報

① 審査基準 : 海上運送法施行規則第7条の2第2項